

事業名	27年度成果目標	目標設定の理由及びその水準の考え方
<p>(事業番号10) 長期にわたる療養を必要な労働者のための復職等支援 【27年度重点的目標管理事業】</p> <p><事業概要> 長期療養が必要な疾病を抱えた労働者の復職支援を行う「復職等支援コーディネーター」の養成を行い、医療機関と事業場の橋渡しを行うモデル事業を実施することで、長期療養が必要な患者が職場復帰をする際の課題を明らかにする。</p> <p>(担当:労働基準局労災管理課)</p>	<p>アウトカム指標</p> <p>①「復職等支援コーディネーター」養成の手法が「有効である」と回答したコーディネーターの割合を80%以上とする。 ②「復職等支援コーディネーター」による支援が「有効である」と回答した復職等支援を受けた労働者の割合を80%以上とする。</p> <hr/> <p>アウトプット指標</p> <p>復職等支援を受けた労働者数を二十人とする。</p>	<p>本事業においては、「復職等支援コーディネーター」の養成がモデル事業の有効性に大きな影響を与えるため、当該養成の手法をコーディネーター自身に評価してもらうこととする。また、あわせて「復職等支援コーディネーター」の支援が実際にサービスの利用者たる労働者に評価されることも目標とした。</p>

事業名	27年度成果目標		目標設定の理由及びその水準の考え方
<p>(事業番号30-4) 職業病予防対策の推進 (東電福島第一原発の施設内の緊急医療体制強化への支援)</p> <p><事業概要> 原子力施設内における災害時の医療ネットワークの永続性の確保、支援対象の他原発への拡大、専門人材の育成、原子力施設内外の医療連携の強化、被災者搬送訓練等の実施を促進する。そのため、以下の取り組みを行う。</p> <p>①ネットワークの永続性の確保及び他の原発への対象拡大のための会合運営 ②緊急時に原発内に派遣される専門人材育成のための研修の実施 ③原発内外の連携を強化するための地域連絡会の開催 ④労災被災者搬送訓練等の実施</p> <p>・2つの原子力施設を対象に、①,③,④を「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業」として実施し、②を「原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応のための専門人材育成等事業」として実施する。</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部計画課)</p>	アウトカム指標	被災労働者搬送訓練後及び専門人材研修後のアンケートで「有意義だった」等が70%以上を達成する。	研修、訓練の効果の判定をするにあたり、研修修了者、訓練修了者から一定の実践に即した評価を得る必要がある。また、原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応ネットワーク構築事業、原子力施設内の緊急作業時の被災労働者対応のための専門人材育成等事業の仕様書に基づき、専門人材育成研修の目標実施回数、専門人材研修の目標修了者数、被災労働者搬送訓練の目標実施回数を設定する。
アウトプット指標	①専門人材育成研修を計4回実施する。 ②専門人材の導入研修修了者(派遣名簿登録者)数を50人確保する。 ③被災労働者搬送訓練を2つの原子力施設で実施する。		

事業名	27年度成果目標	目標設定の理由及びその水準の考え方
<p>(事業番号41) 過労死等防止対策推進法の施行に要する経費 【27年度重点的目標管理事業】</p> <p><事業概要> 「過労死等防止対策推進法」に基づき、過労死等に関する実態調査等を行うことや過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるための施策を実施し、過労死等の防止対策の一層の推進を図る。具体的には「過労死等防止対策推進法」に基づき以下の事業を実施する。</p> <p>①過労死等に関する調査研究、 ②過労死等を防止することの重要性について国民の理解を促す等周知・啓発、 ③国民の過労死等防止対策の重要性に対する関心と理解を深めるための「過労死等防止対策推進シンポジウム」(毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に開催)</p> <p>(担当:労働基準局総務課過労死等防止対策推進室)</p>	<p>アウトカム指標</p> <p>過労死等防止対策推進シンポジウムの参加者満足度を80%以上とする。</p> <hr/> <p>アウトプット指標</p> <p>過労死等防止対策推進シンポジウムを全国29箇所で開催し、参加者数を計4,500人以上とする。</p>	<p>過労死等の防止に関する国民の関心と理解を深めるための施策として実施するシンポジウム事業であることから、その成果を参加者の満足度により測ることとしたもの。また、その水準については、本事業が新規事業であることから、同様の目標を設定する他の事業の水準を例とした。</p>

事業名	27年度成果目標		目標設定の理由及びその水準の考え方
<p>(事業番号55) 未熟練労働者に対する安全衛生教育の推進のための経費</p> <p><事業概要> 労働災害が多い業種の中小規模事業場(安全管理者の選任義務のかからない労働者数50人未満の事業場)において、新たに就労しようとする未熟練な労働者に対する安全衛生教育の適切な実施を推進する。具体的には以下の二つの事業を実施する。</p> <p>(1)事業場へのヒアリング 中小規模の製造業の事業場(30事業場)に対し、未熟練労働者への安全衛生教育の実態(教育の具体的内容、時間、使用している教材等)及び教育の実施に際して苦慮している点等について、専門家によるヒアリングを実施する。</p> <p>(2)検討会の開催 ヒアリング結果等を踏まえ、事業場が、危険感受性の低い未熟練労働者への教育に当たり、教育すべき内容等を取りまとめ、関係機関等に配付する。</p> <p>(担当:労働基準局安全衛生部安全課)</p>	アウトカム指標	<p>対象となる事業場において、未熟練労働者に対する安全衛生教育の適切な実施に有益であった旨の評価を80%以上得る。</p>	<p>とりまとめた教育すべき内容等が有益であると評価されるほど、未熟練労働者に対する安全衛生教育の的確な実施につながるものと考えられることから、左記の目標を設定した。</p>
	アウトプット指標	<p>検討会を5回開催し、事業場ヒアリングを30か所実施する。</p>	